

## 政務活動費

政務活動費は、地方自治法及び武蔵村山市議会会派政務活動費の交付に関する条例(市条例という。)の規定に基づき、市議会議員の調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として各会派に交付しています。本市議会の政務活動費の交付額は、月額1万円に会派の人数を乗じた金額になります。

交付を受けた会派は、市条例別表に定める政務活動に要する経費として使用が認められている経費に則して支出しています。

なお、収支報告書と領収書について、市議会ホームページで公表しておりますので、ご覧ください。

### 令和3年度 政務活動費収支一覧(令和3年4月～令和4年3月)

(単位:円)

会派名	人数 (人)	交付額	支出						支出合計	残額(返還額)
			研修費	調査研究費	資料作成費	資料購入費	広報費	広聴費		
新政会	7	840,000	0	0	8,261	1,210	0	0	9,471	830,529
公明党	6	720,000	0	61,920	8,750	41,030	0	0	111,700	608,300
日本共産党	3	360,000	0	0	0	20,170	93,300	0	113,470	246,530
市民のチカラ	3	340,000	67,120	0	0	146,165	42,970	14,920	271,175	68,825
清流	1	120,000	46,860	11,150	0	28,215	0	0	86,225	33,775
合計	20	2,380,000	113,980	73,070	17,011	236,790	136,270	14,920	592,041	1,787,959